新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年１月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第３号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（基準該当製品の販売等の手続）

第３条　条例第11条第１項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる用途に供するために基準該当製品を販売し、又は授与する場合とする。

(1) 次のいずれかに掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途

ア　国の機関

イ　地方公共団体及びその機関

ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第４項に規定する大学共同利用機関

エ　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

オ　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の２第２項に規定する医療提供施設及び獣医療法（平成４年法律第46号）第２条第２項に規定する診療施設

(2) 犯罪鑑識の用途

(3) 前２号に掲げる用途のほか、知事が人の身体にみだりに使用されるおそれがないと認めた用途

（知事監視基準該当製品の販売等の手続）

第４条　知事監視店販売者は、条例第14条第２項の規定により知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者の氏名（法人にあっては、名称。以下同じ。）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びにその者が個人である場合にあっては年齢を確認しようとする場合においては、次に掲げる書類の提示を受けなければならない。

(1) 個人にあっては、購入し、又は譲り受けようとする者の旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第１項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって氏名及び住所を確認するに足りる書類並びに年齢を確認するに足りる書類

(2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書

２　前項の場合において、知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者が未成年者であるときは、知事監視店販売者は、当該未成年者の保護者から、同項第１号に掲げる書類（年齢を確認するに足りる書類を除く。）の提示を受けて当該保護者の氏名及び住所を確認しなければならない。

３　知事監視店販売者は、条例第14条第２項の規定により説明書を交付する場合は、知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者（未成年者である場合にあっては、当該未成年者の保護者を含む。）に対して当該説明書の記載事項を説明しなければならない。

４　条例第14条第２項ただし書及び第５項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる用途に供するために知事監視基準該当製品を販売し、又は授与する場合とする。

(1) 第３条第１号又は第２号に掲げる用途

(2) 前号に掲げる用途のほか、知事が人の身体にみだりに使用されるおそれがないと認めた用途

５　条例第14条第５項本文に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 購入し、又は譲り受ける知事監視基準該当製品の名称その他の当該知事監視基準該当製品を特定できる事項

(2) 知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする目的

(3) 購入し、又は譲り受ける知事監視基準該当製品の数量

(4) 知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受ける年月日

６　条例第14条第６項に規定する規則で定める事項は、当該未成年者の保護者である旨とする。

７　条例第14条第７項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 製造し、購入し、又は譲り受けた基準該当製品の名称その他の当該基準該当製品を特定できる事項

(2) 製造し、購入し、又は譲り受けた基準該当製品の数量

(3) 基準該当製品を製造し、購入し、又は譲り受けた年月日

(4) 基準該当製品を購入し、又は譲り受けたときは、当該基準該当製品を販売し、又は授与した者の氏名、住所及び連絡先

（知事監視店販売者から購入等する者の手続）

第５条　条例第15条第１項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる用途に供するために知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受ける場合とする。

(1) 第３条第１号又は第２号に掲げる用途

(2) 前号に掲げる用途のほか、知事が人の身体にみだりに使用されるおそれがないと認めた用途

（正当な理由により知事指定薬物の販売等をする場合）

第６条　条例第18条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる用途に供するために同条第１号から第４号までに掲げる行為をする場合とする。

(1) 第３条第１号又は第２号に掲げる用途

(2) 学術研究又は試験検査の用途（第３条第１号に掲げる機関等における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

(3) 条例第24条第１項に規定する試験の用途

(4) 疾病の治療の用途

(5) 工業用の用途

(6) 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体にみだりに使用されるおそれがないと認めた用途

（公表）

第７条　条例第21条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 命令を受けた者の氏名及び住所

(2) 命令の内容及び年月日

(3) その他知事が必要と認める事項

（身分証明書）

第８条　条例第24条第３項に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

附　則

この規則は、平成27年２月１日から施行する。

別記様式（第８条関係）

（表）

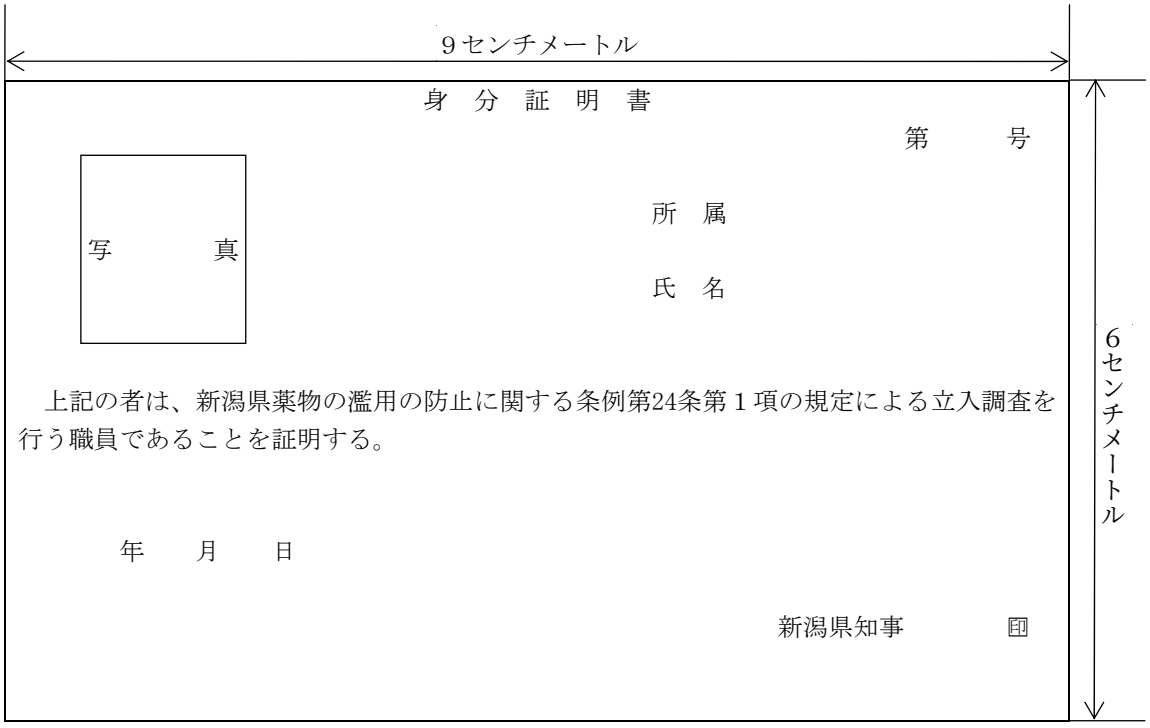

（裏）

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例抜粋

（立入調査等）

第24条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、基準該当製品又は知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「基準該当製品等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り基準該当製品等を収去させることができる。

２　公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、基準該当製品等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前２項の規定により立入調査を行う者は、第１項の職員は規則で、前項の職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第29条　第24条第１項若しくは第２項の規定による立入調査若しくは同条第１項の規定による収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。